

事業を行っている方は 確定申告とは別に 市役所へ償却資産の申告も必要です。



掛川市役所 資産税課 0537-21-1137

毎年申告が必要です

法令により『事業を行っている方』は、
土地・建物以外の「事業用の資産」につ
いて、税務署への確定申告とは別に、毎
年1月1日現在の状況を市役所へ『申告』
をしていただく必要があります。
申告対象の資産をお持ちかどうかご確認
ください。

『事業を行っている方』とは

太陽光発電設備をお持ちの方

個人で事業をしている方

アパートを所有している方

確認の
流れ

確定申告の 「収支内訳書」をご確認ください

対象の方は以下の手順に沿って申告書を作成してください。

STEP
1

「減価償却費の計算」の
表に記載されている内容を
確認してください

STEP
2

以下4つを確認してください

減価償却資産の名称
取得年月
取得価額
耐用年数

STEP
3

「種類別明細書」(別紙)に
転記してください

▼確定申告：収支内訳書（裏面）

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (減価資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 又は 改定償却率	本年の 償却額
駐車場舗装工事		29.6	1,800,000			10		12
								12
								12
								12
								12
								12
計								12

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑧欄のカッコ内に償

▼償却資産：種類別明細書（増加資産・全資産用）

平成30年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行 番 号	資産 の 種 別	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月 年 月 日	取得価額 円	耐用 年 数	(注) 減価 残 存 率
01	1		駐車場舗装工事	1	4 29 6	1,800,000	10	0.
02								0.
03								0.
04								0.
05								0.
06								0.
07								0.

▶裏面の注意点もご覧ください

申告する時の注意点

1 「収支内訳書」に記載されていない次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象です。

▷ 償却済資産

減価償却が終わった資産

▷ 遊休資産

稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産

▷ 簿外資産

会社の帳簿に記載されていない資産

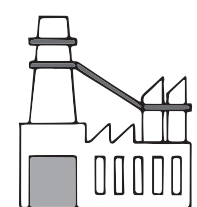
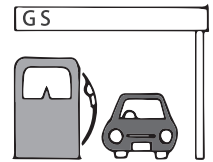
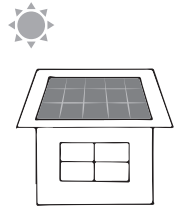
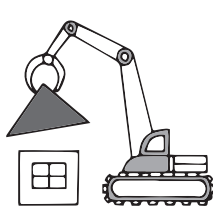
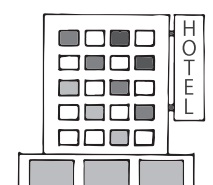
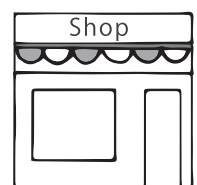
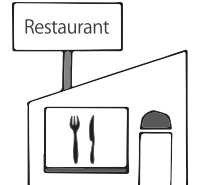
▷ 未稼働資産

既に完成しているが、未だ稼働していない資産

▷ 決算日以降、1月1日までに取得された資産

▷ 建設仮勘定で経理されている資産

2 「収支内訳書」に記載のある、家屋として評価される「建物」や自動車税・軽自動車税の対象となる「車両」は申告の必要はありません。

農業  田植機 ビニールハウス 茶刈機 など	業種ごとの 償却資産例		工場  各種製造設備 受変電設備 構内舗装 など
ガソリン販売業  オイルチェンジャー 地下タンク 洗車機 など	太陽光発電事業  太陽光発電設備 パワーコンディショナー 架台 など	不動産賃貸業  駐車場等の舗装 浄化槽・下水道 フェンス など	建設業  パワーショベル 発電機 ミキサー など
ホテル・旅館  客室設備 洗濯設備 厨房設備 など	理容業・美容業  理・美容いす サインポール 洗面設備 など	小売店  商品陳列ケース 自動販売機 冷蔵庫 など	飲食店  厨房設備 カラオケセット 冷蔵庫 など